

国立大学法人東京農工大学共同利用設備利用料取扱細則の一部改正

現行				改正				改正理由
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)				
附 則 (略)				附 則 (略)				
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)				
設備名称	利用料単価	設置場所	備考	設備名称	利用料単価	設置場所	備考	
利用種別	(略)			利用種別	(略)			
(新規)				産業用恒温器 (いすゞ製作所 EPRL-600-2T)	学外者 2,000 円/時間 学内者 1,000 円/時間	府中キャンパス振動実験室		

附 則(平成 30 年 5 月 1 日細則第 17 号)
この細則は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。